

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	固定資産税等課税事務(家屋)					継続			
コード	07	-	23	-	01	-	01	予算事業名	固定資産税等課税事務
担当部署	政策財政部	資産税課			家屋担当		予算事業コード	会計 10 款 02 項 02 目 02	

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務

基本目標(章)	共通	協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進	根拠となる法令、条例等	地方税法
方向性(節)	2節	行財政改革の強力な推進		川越市税条例
施策	3	財源の確保	個別計画等の名称	なし
細施策	↑	積極的な財源の確保		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	地方税法第343条及び第702条等を根拠とし、固定資産(家屋)を有する納税義務者に市財政における基幹税目として、納税者の理解や信頼の確保を図りながら、適正かつ公平な固定資産評価に基づく賦課と安定した財源の確保を目指す。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	固定資産評価の適正化、税負担の公平化を念頭に、現地調査、法務局からの登記済通知書、関係各課からの情報により、課税客体を把握する。 新增築及び取り壊し等による家屋異動に対して、現地調査を実施し、家屋評価基準表に基づき適正かつ公平な評価を行う。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		34,057	33,864	31,308	36,100	25,472	
事業費	A	27,877	25,834	23,837	33,638	25,472	25,472
	B	103,600	89,527	79,841	89,560	89,720	89,720
総コスト(C=A+B)		131,477	115,361	103,678	123,198	115,192	115,192
正規職員(1年間の従事人数)		14.00人	12.00人	10.67人	11.92人	12.00人	12.00人
臨時職員(1年間の従事人数)		0.00人	0.79人	0.96人	1.47人	1.00人	1.00人
国県支出金	D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)		131,477	115,361	103,678	123,198	115,192	115,192

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	調定金額(固定資産税 家屋)	円	8,072,722,257	7,890,976,723	8,264,673,361	8,536,515,532	税目別調定額(現年度分)
成果	調定金額(都市計画税 家屋)	円	939,879,132	914,147,406	1,193,745,673	1,220,771,135	税目別調定額(現年度分)
中心指標の考え方	本事業は、成果指標を中心に評価する。						
指標に基づく評価	固定資産税(家屋)においては、評価替え年度に調定額が減少するが、評価替えの3年スパンで考えると、調定額は安定している。今後も、適正かつ公平な課税客体の把握と資産評価に基づく賦課をより厳密に行い、財源の確保に取り組んでいく必要がある。						

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
固定資産税(家屋)の賦課事務においては、使用するデータが個人の財産に関わる個人情報であることから、民間等に委託することは限界がある。しかし、現状では限られた人員と期間で賦課業務をしなければならないため、人件費のコスト面及び課税資料の整備に係る効率性は低いことは否めない。しかし、平成18年度の家屋評価システム導入により、業務時間の短縮等の効率化は以前より図られていることから、今後も引き続き同様に取り組んでいく必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	地方税法第343条及び第702条に基づき、継続的かつ安定的な税収を確保する事業であるため、市財政に与える影響は大である。
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	継続
固定資産情報管理システム(GIS)及び家屋評価システムの導入により、適正かつ公平な課税及び業務の時間短縮・コスト削減等効率的な事務処理の実現に努めている。また、年々納税意識の多様化が顕在する納税者に対し、説明責任を果たすためにも、各種研修や自己研鑽などにより職員一人ひとりの能力向上を図る必要がある。	